

足跡追及競技 ルールブック (第二版)

○足跡追及作業実施要領

- 1 印跡者は印跡者の臭気を付着させた原臭布を所定の位置に置き、スタート地点で十分に印跡をしてから出発する。
- 2 遺留品は布・皮・木片・樹脂・紙製品の中からあらかじめ選び、印跡者の臭気を付着させたものとする。
- 3 指導手は犬を脚側停座させて審査員に申告する。その後指示された場所に待機し、指示によりスタート地点（原臭布の手前）で犬を停座させる。犬の紐は待機場所又はスタート地点で外して、肩に掛けるか地面に置く。
- 4 指導手は犬に原臭（原臭布又は足跡臭）を確認させて「1声視符」にて作業を開始させる。（指導手は出発位置にとどまる）
- 5 犬が遺留品を発見し、ポイント姿勢（停座または伏臥）を示したら、審査員の指示により指導手は犬の元へ行き、遺留品を取得して審査員に提示する。
- 6 指導手は遺留品のあった地点から再び「1声視符」にて作業を開始させ最終の遺留品まで追及させる。（指導手はその位置にとどまる）
- 7 犬が再度遺留品を発見し、ポイント姿勢（停座または伏臥）を示したら、審査員の指示により指導手は犬の元へ行き、遺留品を取得して審査員に提示する。最終遺留品の場合は作業終了となる。
- 8 指導手は犬を脚側停座させ、紐をつけて退場する。

○審査要領

- 1 作業タイムは概ね「1歩・1秒」にて設定する。タイム計測は、犬をスタートさせてから最終遺留品のポイントまでとする。
- 2 スタート地点より第1屈折手前までは、再スタートを可とするが、指導手は手を挙げて審査員に許可を求める。（作業中止項目2・減点項目5参照）
- 3 犬が追及作業を中止（犬が動きを止める）した場合、指導手は3回まで作業再開の1声視符による指示を認める（作業中止項目8・減点項目7参照）。30秒ルールについては作業中何回であっても適用する（減点項目8参照）。
- 4 犬が作業中に遺留品の正規の場所以外で停座または伏臥のポイント姿勢をした場合は、約30秒後に審査員と指導手が物品の有無を確認する。大会で使用している遺留品があった場合は減点なしでその場から再スタートする。タイムについても考慮する。その他の物品または物品がない場合は作業中止とする。（作業中止項目10参照）

○失格項目 全競技における共通ルール

1 指導手が犬に虐待行為をした場合。
2 競技会場内で強制器具（電気ショックカラー、スパイクチェーン等）を装着していた場合。
3 作業中に犬が審査員、要員、係員などに攻撃的動作がみられて制御困難な場合。

○作業中止項目

1 スタートしない。3回までの指示でスタートしない場合。
2 スタート地点からの再スタート2回目で作業ができない場合。
3 タイムオーバーした場合。
4 コースを2屈折以上カットした場合。短いコースでは屈曲を含んだ約20歩以上を目安とする。
5 コースを2屈折以上逆走した場合。約20歩以上の逆走または約15歩以上の逆走を2度繰り返した場合。
6 コースから7m以上離れた場合。
7 隣の追及コースに入る恐れのある場合。
8 追及作業中犬が動きを止め、指導手の3回までの声視符で作業開始しない場合。または動きを止めてから30秒で作業を開始しない場合（30秒ルール）。
9 指導手が犬の追及作業中に声符、視符などの誘導行為を行った場合。
10 大会使用物品ではない物品をポイントした場合。またはポイント姿勢をしたが、物品がなかった場合。
11 最終物品をポイントせず足跡を追って5m以上離れた場合。

○主要な作業減点項目

内 容	減点	備 考
1 申告時に停座しない。	1.0	
2 スタート地点までの足跡臭気を追わせる。	1.0～ 2.0	
3 スタート地点で停座しない。	1.0	
4 スタート地点での指示でスタートしない。	1.0	指示は3回まで可。2回以上は1回につき
5 再スタート。指導手が手を挙げて審査員の了解を得る。	5.0	コース第1屈折前までは1回可。
6 スタート地点および中間遺留品地点からのスタート時に指導手が明らかに進行方向の誘導をする。	1.0～5.0	審査員判断
7 追及作業を中止（動きが止まる）した時に、声視符による作業再開の指示を出す。	1.0	指示は3回まで可。1回につき
8 追及作業中犬が動きを止めてから30秒で作業を開始しない場合（30秒ルール）。	0.1	1秒につき
9 遺留品ポイント時の5秒ルール	立止のままは 5.0 声符で停座・伏臥の場合は 3.5	
10 指定された遺留品から離れてポイント姿勢をとる。	0.2以上	1犬身以上で審査員判断
11 遺留品をポイント後に犬が移動する。		審査員判断
12 遺留品ポイント中の指導手の誘導（声視符）	1.0	指示は3回まで可。1回につき
13 遺留品を啜える。（スタート地点の原臭布は除く）	5.0	

1 4	指導手が遺留品を審査員に提示しない。	1.0	
1 5	足跡臭気以外（動物の臭気その他）を嗅ぐ。		審査員判断
1 6	追及中に指導手・審査員などを見る。頭を上げる。		審査員判断
1 7	屈折箇所での首振り		審査員判断
1 8	直線コースでの首振り		審査員判断
1 9	屈折箇所での前肢の踏み出し		審査員判断
2 0	足跡臭気コースから逸脱する。		審査員判断
2 1	足跡臭気コースと並行して追及する。		審査員判断
2 2	明らかにピンを目標に追及する。		審査員判断
2 3	ピンを指定された方向以外から通過する。		審査員判断
2 4	直線コースまたは屈折箇所での回転		審査員判断
2 5	作業中の小便および大便	5.0	1回につき
2 6	その他審査員が減点対象と判断した場合		審査員判断

○ 2部追及ルールの変更

遺留物品を啜えた場合 1点減点